
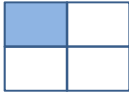


(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

平成 28 年から適用される給与〔源泉徴収票〕につきまして、関連するメニューの対応を行います。

リリース日：2016 年 1 月 20 日(水)

改正される項目

項目	新フォーム (平成 28 年)	旧フォーム (平成 27 年以前)
用紙サイズ (A 4 サイズに分割出力)	A 5 	A 6 
マイナンバー	<u>あり</u>	なし
配偶者/扶養親族名のフリガナ	<u>あり</u>	なし
配偶者/扶養親族の「非居住者」区分	<u>あり</u>	なし
住宅借入金等特別控除の内訳	<u>あり</u>	なし

給与メニュー会社設定タブ〔事業所情報〕における「対象年度」にもとづいて新旧いずれかのフォームとそれに関連するメニュー機能が適用されます。

年度切替機能により平成 27 年以前の給与データを選択した場合は旧フォームが適用されます。

関連するメニュー

社員情報設定(一人別)

〔扶養情報〕タブ

源泉徴収簿入力

〔年末調整控除〕タブ

〔年末調整一覧〕タブ

源泉徴収票印刷

次ページ以降にて追加箇所、変更箇所を解説いたします。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

1

社員情報設定(一人別)

社員番号 000008 社員氏名 根津 悠輔 フリガナ ネグツユウホク

本人情報 **配偶者情報** 支給条件 支払基準 社会保険 通勤手当 住民税 振込情報 有給休暇 備考

① 配偶者情報
 配偶者 あり なし
 配偶者氏名 根津 香子
 フリガナ ネグツ カコ
 性別 男 女
 配偶者生年月日 昭和 55年08月01日 (1980/08/01)
 控除対象配偶者 非該当 該当

② 区分
 老人 非該当 該当
 障害者 非該当 一般 特別
 同居 非同居 同居
 非居住者 非該当 該当

③ 扶養控除対象人数 2 人 表示順変更

扶養親族名 (フリガナ)	続柄	扶養親族生年月日	扶養	障害者	同居	同居老親等	非居住者
1 根津 香子 ネグツ カコ	長女	平成 10年04月01日	一般	非該当			非該当
2 根津 悠也 ネグツ ユウヤ	長男	平成 15年05月01日	非該当	非該当			非該当
3 根津 長前 ネグツ ナガマエ	父	昭和 20年06月01日	老人	非該当		同居老親等以外	非該当

① 配偶者情報

<配偶者>

配偶者がいる場合は、その配偶者の所得金額にかかわらず [あり] を選択します。

<配偶者氏名/フリガナ/性別/生年月日>

配偶者 [あり] の場合に入力、選択をします。

<控除対象配偶者>

配偶者が配偶者特別控除 (所得金額が 38 万円超~76 万円未満) に該当する場合には [非該当] を選択します。それ以外は [該当] を選択します。

※ [非該当] とすると、給与計算の所得税算出における扶養親族等の数に含まれなくなります。

② 配偶者情報 (区分)

<非居住者>

配偶者が非居住者の場合に [該当] を選択します。

源泉徴収票への連動項目であり、給与計算の所得税算出には関連しません。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

③ 扶養親族情報

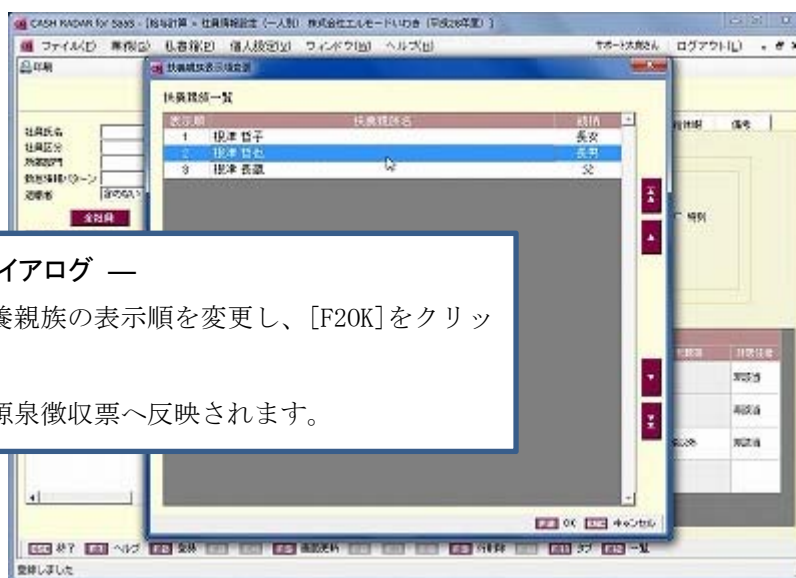
<非居住者>

扶養親族が非居住者の場合に「該当」を選択します。

源泉徴収票への連動項目であり、給与計算の所得税算出には関連しません。

<表示順変更ボタン>

源泉徴収票「控除対象扶養親族」(あるいは「16歳未満の扶養親族」)の印字順を変更したい場合にクリックします。



— [表示順変更]ダイアログ —

▲ ▼ ボタンで扶養親族の表示順を変更し、[F20K]をクリックします。

変更した表示順は源泉徴収票へ反映されます。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

2

源泉徴収簿入力 - 年末調整控除タブ

① 配偶者情報

<配偶者>

配偶者がいる場合は、その配偶者の所得金額にかかわらず [あり] を選択します。

<配偶者氏名/フリガナ/性別/生年月日>

配偶者 [あり] の場合に入力、選択をします。

<配偶者合計所得>

配偶者の所得金額 (= 収入金額から 65 万円を引いた金額) を入力します。

<控除対象配偶者>

配偶者が配偶者特別控除 (所得金額が 38 万円超~76 万円未満) に該当する場合には [非該当] を選択します。それ以外は [該当] を選択します。

配偶者合計所得に入力した金額が、控除対象配偶者 [非該当] [該当] それぞれの要件を満たさない場合はエラーが表示されます。

例：配偶者合計所得が「380,001~760,000 円」の場合、控除対象配偶者を [該当] とすることはできない。

（平成 28 年分）源泉徴収票の改正対応

② 配偶者情報（区分）

<非居住者>

配偶者が非居住者の場合に「該当」を選択します。

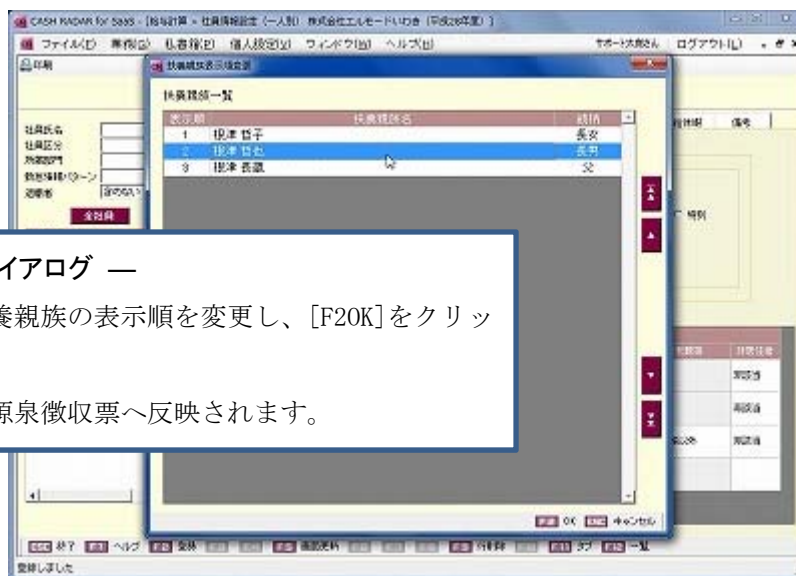
③ 扶養親族情報

<非居住者>

扶養親族が非居住者の場合に「該当」を選択します。

<表示順変更ボタン>

源泉徴収票「控除対象扶養親族」（あるいは「16歳未満の扶養親族」）の印字順を変更したい場合にクリックします。



— [表示順変更]ダイアログ —

▲ ▼ ボタンで扶養親族の表示順を変更し、[F20K]をクリックします。

変更した表示順は源泉徴収票へ反映されます。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

3

源泉徴収簿入力 - 年末調整一覧タブ

The screenshot shows the '住宅借入金等' (Mortgage Interest) tab selected in the software. A dialog box for '住宅借入金等特別控除サブ' (Mortgage Interest Special Deduction Sub) is active. The dialog contains the following fields:

- ② 住宅借入金等特別控除額: 185,000 円
- ③ 住宅借入金等特別控除適用数: 1
- 1回目 (1st Instance):
 - 居住開始年月日: 平成 25年06月01日 (2013年06月01日)
 - 特別控除区分: 住:一般の特別控除
 - 借入金等年々残高: 18,500,000 円
 - 特定取得: 非該当 該当
- 2回目 (2nd Instance):
 - 居住開始年月日: 平成
 - 特別控除区分:
 - 借入金等年々残高:
 - 特定取得: 非該当 該当

① [住宅借入金等] ボタン

クリックをすると「住宅借入金等特別控除サブ」画面が起動します。

(従来“控除情報”欄に表示されていた「住宅借入金等特別控除額」「居住開始年月日」「特定取得」は、このサブ画面に格納されたため同欄には表示されません)

② 住宅借入金等特別控除額

住宅借入金等特別控除申告書に記載された控除額を入力します。

入力された金額は年末調整の「差引課税給与所得金額及び算出所得税額」から差し引かれます。

③ 住宅借入金の各種情報

住宅借入金等特別控除申告書に記載された各種情報を入力、選択します。

入力内容は源泉徴収票に反映されます。年調所得税額には影響しません。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

4

源泉徴収票印刷(出力方法の違い)

ファイル保管 ファイル保管=社員個別に PDF ファイルを作成

対象年度 平成28年度 (2016年)
 税務署番号 65430
 整理番号 12345

出力対象
 給与支払報告書と源泉徴収票
 給与支払報告書のみ
 源泉徴収票のみ
 受給者交付用 税務署提出用

出力指定 全社員 指定社員のみ **社員選択**

出力順 社員番号順 部門コード順

配偶者・扶養親族情報の印字 する しない
 前職情報の印字 する しない
 摘要入力印字 する しない

F2出力時のPDFパスワード ***** (半角英数8~20文字)

F2 出力 F2出力=社員連続で1つのPDFファイルを作成

出力方法	作成される PDF ファイル	パスワード
[ファイル保管]	選択した社員数と同数のファイル 	社員個別に設定 (※)
[F2 出力]	選択した社員数を問わず1つのファイル 	全体で設定(必須)

(※)「社員情報設定一人別」にパスワードを設定していない場合は、源泉徴収票にマイナンバーは印字されません。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

5

源泉徴収票印刷(F2 出力)

① 出力対象

以下の 5 パターンいずれかを選択します。

出力対象		
A	給与支払報告書と源泉徴収票	A4 用紙の 1 枚目に「支払報告書 x2」、2 枚目に「源泉票(受給者用)」+「源泉票 (提出用)」がそれぞれ社員 1 人につき出力されます。
B	給与支払報告書のみ	社員 1 人につき「支払報告書 x2」が A4 用紙 1 枚に出力されます。
源泉徴収票のみ	C1 受給者交付用+税務署提出用	社員 1 人につき「源泉票(受給者用)」+「源泉票 (提出用)」が A4 用紙 1 枚に出力されます。
	C2 受給者交付用	A4 用紙 1 枚に社員 2 人分の「源泉票 (受給者用)」が出力されます。
	C3 税務署提出用	A4 用紙 1 枚に社員 2 人分の「源泉票 (提出用)」が出力されます。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

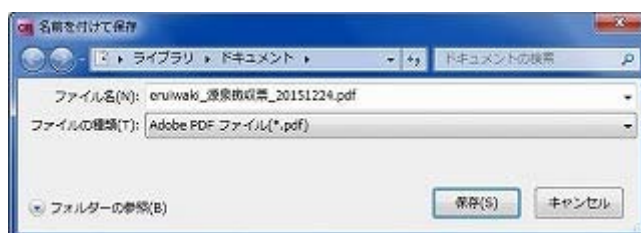
② 印字オプション

いずれの項目も「する」で固定になります (H28 年分以降)。

③ F2 出力時の PDF パスワード

作成された PDF を開く際に入力するパスワードを設定します (必須項目)。

④ [F2 出力]



〔名前を付けて保存〕ダイアログが開きますので、保存先のフォルダを指定して〔保存(S)〕をクリックします。

[F2 出力]では PDF ファイルは開きません。実行後、保存したフォルダに移動して PDF ファイルを開きます。

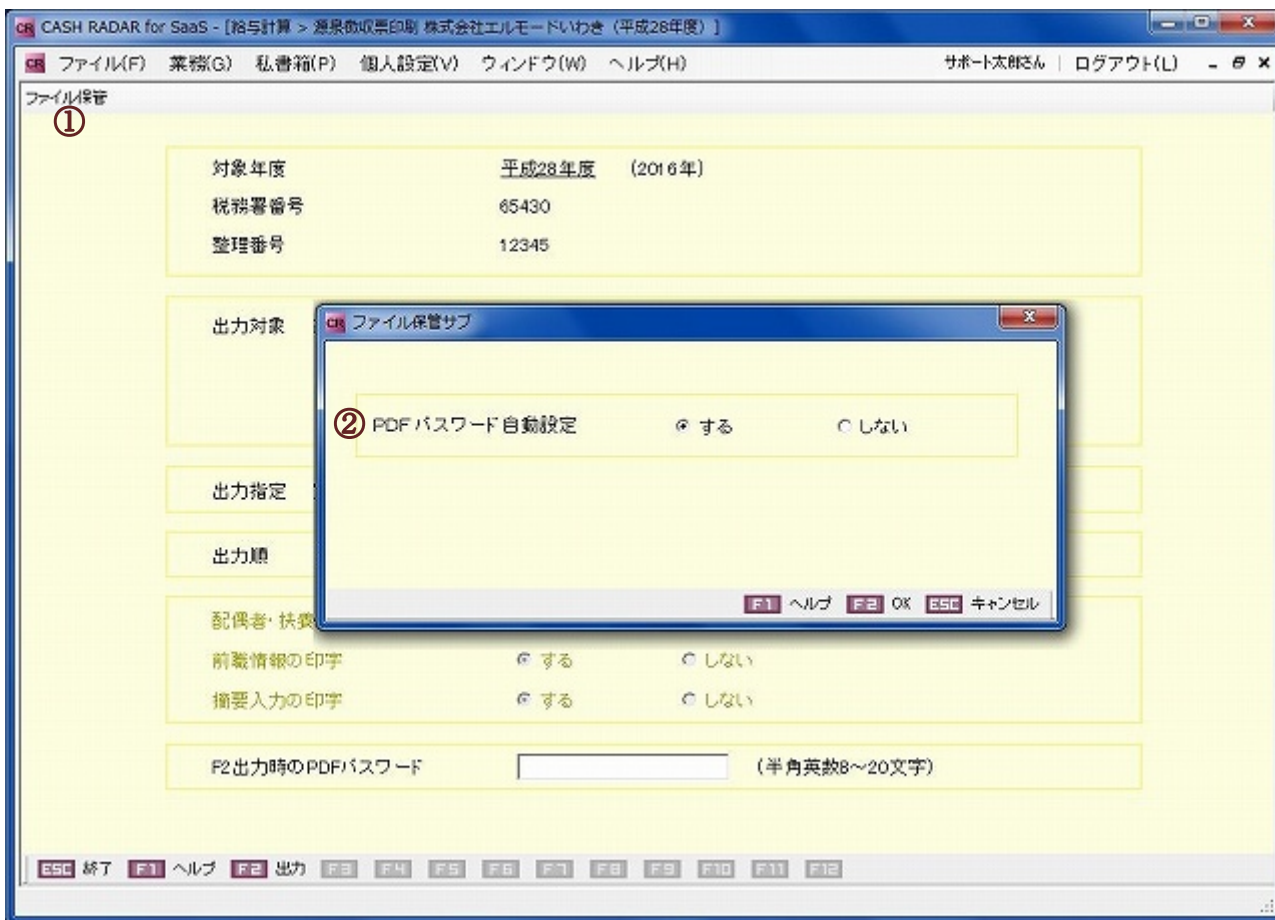


PDF ファイルを開く際に【源泉徴収票印刷】の画面で登録したパスワードを入力します。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

6

源泉徴収票印刷(ファイル保管)



① 【ファイル保管】 ボタン

クリックをすると【ファイル保管サブ】画面が起動します。(事前に出力対象帳票や社員を選択します)

② PDF パスワード自動設定

〔する〕…各社員の PDF ファイルに、社員情報設定(一人別)【本人情報】タブで登録されているパスワードが設定されます。(源泉徴収票印刷の設定画面における【F2 出力時のパスワード】は使用されません)
社員情報設定(一人別)でパスワードを登録していない社員についてもファイル保存はされますが、この場合は個人番号が出力されません。

〔しない〕…PDF ファイルにパスワードは設定されません。また、マイナンバーの個人番号は出力されません。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

7

主な印字項目について

例：給与支払報告書

① ② ③ ④

このスクリーンショットは、給与支払報告書の印刷画面の例を示しています。赤い丸で数字1から4が、特定の印刷項目を指しています。1は「前職」欄、2は「前職の退職情報」欄、3は「前職の退職情報」欄の下部、4は「前職の退職情報」欄の下部の欄位を指しています。

このスクリーンショットは、給与支払報告書の印刷画面の別の例を示しています。赤い丸で数字1から4が、特定の印刷項目を指しています。

A4

① 摘要

(摘要)
 (1) 根津 春子 (配特)
 前職: 株式会社 アトリエ青山 支給額: 125,600 社保: 6,500 源泉税: 1,260
 退職: H28/01/31

- 1-3 行目 : 配偶者特別控除となる配偶者、および5人目以降の扶養親族の氏名ほか情報が連動します。
- 4 行目 : 前職情報が連動します。
- 5 行目 : 前職の退職情報が連動します。また、その他摘要 (全角 30 文字以内の自由入力) が印字されます。

② 住宅借入金等特別控除の内訳

住宅借入金等特別控除内訳	住宅借入金等特別控除可能額	1	居住開始年月日 (1回目)	25	年	06	月	01	日	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住	住宅借入金等年定額額(1回目)	18,500,000	円
住宅借入金等特別控除可能額	185,000	円	居住開始年月日 (2回目)		年		月		日	住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等年定額額(2回目)		円

源泉徴収簿入力 [住宅借入金等特別控除サブ] 画面で入力した内容が連動します。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

③ 扶養親族の情報

控除対象配偶者		氏名	区分	配偶者の合計所得	421,000	国民年金保険料等の金額	
控除対象扶養親族		氏名	区分	16歳未満の扶養親族			
1	根津 哲子	根津 哲子		1	根津 哲也		
	7 0 9 4 6 3 1 8 4				6 7 8 9 4 5 6 7 8	9 2 1	
2	根津 長蔵	根津 長蔵	○	2			
	7 1 2 4 5 6 7 8 9						
3				3			
4				4			

- ・ 配偶者が配偶者特別控除にあたる場合、氏名等は印字されません。
- ・ 扶養親族が非居住者に該当する場合は「区分」欄に『○』が印字されます。
- ・ 16歳未満の扶養親族（＝控除対象外）は別建てで印字されます。
- ・ 源泉徴収票-受給者用-に個人番号は連動されません（-提出用-には控除対象扶養親族の個人番号のみ連動）

④ 5人目以降の扶養親族等の個人番号（備考）

5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
5人目以降の16歳未満の扶養親族等の個人番号
(1)864039106277

配偶者特別控除となる配偶者、および5人目以降の扶養親族（＝摘要欄に印字されている者）の個人番号が連動します。

カッコ内の番号は摘要欄の番号と連動しています。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

8

マイナンバーの扱い

会社情報設定

マイナンバー



給与

源泉徴収票印刷

源泉徴収票へのマイナンバー「個人番号（あるいは法人番号）」印字には、セキュリティの要件に基づいた制限が設けられます。

以下①②双方が満たされない場合にマイナンバーは印字されませんので、事前に設定をご確認下さい。

① 「給与」担当者に「マイナンバー」の操作権限がある

メンテナンス【会社情報設定】担当者権限設定(※)タブ

(※)顧問先端末の場合は利用者権限設定タブ

操作担当者にマイナンバーのメニュー操作権限が設定されている。

② マイナンバーの利用目的に『源泉徴収関連事務』が含まれている

【マイナンバー】基本設定

利用目的欄の『源泉徴収関連事務』にチェックが入っている。

※社員個々においても設定ができるので、個人番号一覧も併せてご確認下さい。

(平成 28 年分) 源泉徴収票の改正対応

- … 社員本人および扶養親族等の「個人番号」
- … 支払者の「法人番号」あるいは「個人番号」

支払報告書、源泉票への印字

会社情報設定	マイナンバー	給与支払報告書	源泉徴収票	
マイナンバー 操作権限(※1)	利用目的 「源泉徴収関連事務」		受給者交付用	税務署提出用
あり		印字する	印字しない(※2)	印字する(※3)
なし		印字しない		
なし	あり			
あり	なし			

(※1) 社員・扶養親族は「個人番号一覧」のみ、支払者は「基本設定」のみ権限でも可

(※2) 源泉徴収票「受給者交付用」にマイナンバーは一切印字されない

(※3) 源泉徴収票「税務署提出用」には控除対象扶養親族でない者のマイナンバーは印字されない

◆ 印字の条件を満たしていても、ファイル保管時に PDF パスワードを設定しなかった場合は印字されない

以上

平成 28 年 1 月
株式会社エヌエムシイ サポートセンター